

印西地区環境整備事業組合低入札価格調査制度事務処理要領

(趣旨)

第1条 地方自治法施行令第167条の10第1項(一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合)の規定により平成16年5月1日より低入札価格調査制度を導入したため、低入札価格調査制度に関する事務処理については、下記の規定により行うものとする。

(定義)

第2条 低入札価格調査制度は、一定の基準価格を下回る入札があった場合に、その入札価格で適正施行が可能であるか否かについて審査する制度。

(導入の範囲)

第3条 平成17年4月1日以降、一般競争入札で執行する設計金額3億円以上の全ての工事。

(調査基準価格)

第4条 低入札価格調査における調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額(1円未満切り捨て)の合計額(ただし、その額が入札書比較価格(予定価格に110分の100を乗じて得た額)に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に100分の92を乗じて得た額とし、予定価格の100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に100分の75を乗じて得た額とする。)から千円未満を切り捨てたものに100分の110を乗じて得た額を基準として設けるものとする。

(1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額

2 工事等の性質において前項の規定により難しいものについては、前項に規定する算出方法にかかわらず、予定価格に100分の92を乗じて得た額から予定価格に100分の75を乗じて得た額の範囲内で定める適宜の額とする。

(入札者への周知)

第5条 低入札価格調査制度の円滑な運用を図るため、管理者は、一般競争入札の公告に次のことを明記するとともに入札通知書の交付の際及び入札執行の際に説明し、問題の発生しないよう配慮するものとする。

(1) 低入札価格調査の基準があること。

(2) 調査基準価格を下回った入札が行なわれた場合の入札の終了方法及び結果の通知方法

(3) 調査基準価格を下回った入札を行なった者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

(4) 調査基準価格を下回った入札を行なった者は、事後の事情聴取に協力すべきこと。

(落札者の決定の保留)

第6条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行なわれた場合には、入札執行者は入札者に対して「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げてその入札を終了するものとする。

(低入札価格調査の実施)

第7条 前条の規定により落札者の決定が保留されたときは、調査対象者は、低入札価格調査報告書を作成し、入札担当課に提出しなければならない。

2 前項の書類の提出があった場合においては、事業担当課の長は、次の各号に掲げる事項について、該当書類に基づき、調査対象者からの事情聴取等を行うものとする。また、第1

2号、第14号及び第15号に係る事項にあつては、入札担当課の長が、調査するものとする。ただし、特に必要がないと認めるときは、調査事項の一部を省略することができる。

(1) その価格により入札した理由

(2) 入札価格の積算内訳書

(3) 契約対象工事を行う現場付近における手持工事の状況

(4) 契約対象工事に関連する手持工事の状況

(5) 契約対象工事を行う箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）

(6) 手持資材の状況

(7) 資材購入先及び購入先と入札者との関係

(8) 手持機械数の状況

(9) 労務者の具体的供給見通し

(10) 建設副産物に関する事項

(11) 過去に施工した公共事業の名称、発注者及び成績状況

(12) 経営内容

(13) (1) から (12) までの事情聴取した結果についての調査検討

(14) 経営状況について取引金融機関、保証会社等への照会

(15) 信用状態

ア 建設業法違反の有無

イ 賃金不払いの状況

ウ 下請代金の支払遅延状況

エ その他

3 第1項の規定による入札担当課の長の定める期限までに書類の提出がない場合、届出により低入札価格調査報告書の提出を辞退した場合、又は事情聴取等の調査に協力をし

ない場合について、調査対象者の入札を無効とする。

- 4 事業担当課の長は、第2項の調査を行い、低入札価格調査表を作成し、入札担当課の長に提出するものとする。また、提出を受けた入札担当課の長は、印西地区環境整備事業組合低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）に提出し、その審査を受けるものとする。

（予定価格を記載した書面への調査基準価格の記載）

- 第8条 入札執行者は、事務の適正な執行を確保するため、予定価格を記載した書面（以下「予定価格書」という。）に、低入札価格調査の基準に基づく具体的金額を「調査基準価格〇〇〇円」と記載し、さらに当該調査基準価格に 110 分の 100 を乗じて得た金額を「調査基準価格の $100/110$ 」と記載するものとする。

（調査委員会の落札者の決定）

- 第9条 調査委員会は、最低価格入札者又は総合評価方式による入札における評価値の最も高い者を落札者とするか否かを決定するものとする。（調査委員会は、印西地区環境整備事業組合入札等審査会の委員長及び委員をもって充てるものとする。）

- 2 調査委員会は、最低価格入札者又は総合評価方式による入札における評価値の最も高い者を落札者としがない場合にあつては、他の者のうち予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者又は総合評価方式による入札における評価値の次に高い者（以下「次順位者」という。）を落札者として決定するものとする。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、最低価格入札者の決定と同様の手続きにより落札者を決定することとし、次順位者を落札者としがない場合にあつては、以下同様の手続きで落札者を決定するものとする。

- 第10条 調査委員会は、第7条及び第9条の規定による審

査の結果について管理者に答申し、入札担当課の長は管理者の承認を得て、落札者の決定をするものとする。

(入札結果の通知)

第 1 1 条 入札担当課の長は、調査委員会の会議結果を、入札者に対して通知するものとする。

(公表の範囲)

第 1 2 条 組合は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 1 2 年法律第 1 2 7 号)第 8 条及び同法施行令第 7 条の規定により低入札価格調査制度に係る次の各号に掲げる事項について、入札担当課において、閲覧の方法をもって公表するものとする。

(1) 調査基準価格は、開札調書の閲覧をもって公表する。

(2) 最低の価格又は最も高い評価値をもって落札者とせず、次の順位の者を落札者とした場合の経緯及びその理由は、調査経緯表をもって閲覧の方法によりこれを公表する。

附 則

この要領は、平成 1 6 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 7 年 4 月 1 日)

この要領は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 2 年 3 月 3 1 日)

この要領は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。(印西地区環境整備事業組合入札等審査会要領附則 4)

附 則 (令和 5 年 4 月 1 日)

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の規定は、この要領の施行の日(以下「施行日」という。)以降に入札の公告を行う工事等の請負に係る入札について適用し、施行日前の入札の公告等を行った工事等の請負に係る入札については、なお従前の例による。

附 則 (令和 5 年 4 月 1 0 日)

この要領は、令和5年4月10日から施行する。ただし、改正後の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以降に入札の公告を行う工事等の請負に係る入札について適用し、施行日前の入札の公告等を行った工事等の請負に係る入札については、なお従前の例による。

別表第1（第4条第1項）

項目名	左に含む費目
直接工事費の額	直接工事費、直接製作費、機器単体費、処分費、等
共通仮設費の額	共通仮設費、間接労務費、等
現場管理費の額	現場管理費、工場管理費、据付間接費、設計技術費、機器間接費、等
一般管理費等の額	一般管理費、等